

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No183号 2012.07.31
発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局
連絡先:航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikekotekkai.com>

ILO勧告を最大限に活用しよう! ILOによる監視は、問題解決まで継続される

今回の勧告で、日航の整理解雇案件は ILO の監視下に置かれたことになり、日本政府や申立人 (JFU・CCU) からの追加情報を受け、今後状況に応じて、ILO から追加勧告が出されることになります。

勧告自体に罰則はないものの、ILO の監視や追加勧告発令は、対象事件が解決されるまで継続されますし、状況次第では、ILO 本部からの調査団の来日調査も行われます。

同時に、政労使の三者構成の ILO が出す勧告は、労働者代表だけではなく、政府代表、使用者代表の賛同も得て表明された勧告である点で、大きな意義をもつものです。日本政府や日航経営は、政労使一致して、国際基準として、この勧告が出されたことを十分に自覚すべきです。

勧告の内容の正確な理解のために

勧告は日本政府に対して出されます。以下、勧告の 4 項目毎に、そのポイントを解説します。



組合役員の雇用確保を要請し有効な交渉の実現を求めている(a項)

(a) 委員会は、従業員の人員削減の過程において、労働組合と労働者の継続する代表者が役割を果たせるように、関連する当事者間で協議が実施されることを確実に保障するよう、日本政府に要請する。

The Committee requests the Government to ensure that during the process of workforce reduction, measures are taken in consultation with the parties concerned, for the functioning of the union and the continuing representation of the workers.

「関連する当事者間で協議が実施されること」を日本政府が確実に保障することを求めていることから、ILO はこれまでの会社と労働組合との団体交渉が協議と言えるものではなかったと受け止めていることがわかります。

また、ILO が発表している『結社の自由委員会の決定・原則ダイジェスト版（補訂）2006年』に規定されている「労働者を解雇する場合、雇用の維持の点で、労働者の代表者を優先的に配慮する」という部分を引いて、組合役員・労働者代表の雇用確保を実現して、有効な交渉を行うことを求めています。

有効な労使交渉の実現に資する判決をILOが求めている(b項)

(b) 整理解雇された労働者 148 人が、2011 年 1 月に会社を相手取り、東京地裁に提訴し、労使間に法的拘束力のある雇用契約が存在していることを認めるよう、裁判所に要求していることに注目し、委員会は、当該の裁判の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。

Noting that 148 workers dismissed by the company filed a lawsuit against the company before the Tokyo District Court, in January 2011, to request confirmation by the court of the existence of legally binding contracts between themselves and the company, the Committee requests the Government to provide information on the outcome of the pending cases in court.

解雇無効を求めている裁判の結論を報告するよう、求めていますが、この要請は、国際機関特有の言い回しです。ILO が、労働組合役員、労働者代表の雇用が守られて、有効な労使交渉が実現されることに資する判決を求めているということになります。

リストラの悪影響を最小限にする十分かつ率直な協議の開催を政府の責任で(c項)

- (c) 再建計画を策定する場合、そのような性質の計画が労働者に及ぼす悪影響を可能な限り最小限に止める上で、労働組合は主要な役割を担うため、委員会は、労働組合と十分かつ率直な協議を行うことの重要性を強調する。委員会は、日本政府が、この勧告が十分に尊重されることを確実に保障するよう、期待する。

The Committee stresses the importance of engaging in full and frank consultation with trade unions when elaborating restructuring programmes, since they have a fundamental role to play in ensuring that programmes of this nature have the least possible negative impact on workers. The Committee hopes that the Government will ensure full respect for this principle.

本勧告で最も根幹となる項目です。リストラ計画の労働者への影響を最小限にすること、労働組合との十分かつ率直な協議を求めていきます。「悪影響を最小限にする」という内容は、当然、解雇撤回も含まれます。

また、解雇の必要性、労働者の人員数、新規採用との関係、それらすべての事が対象とされて、協議が開催されるべきことを、日本政府の責任で実施するよう、要請しています。

同時に重要なことは、この勧告は日航案件に適用される勧告ですが、この記載形式からみて、日本政府に対して、リストラ案件全体にまで配慮を求めた性格をもつものとなっており、日本の労働者全体に影響を与える勧告と言えます。



企業再生支援機構の不当労働行為の判決の情報提供を求める(d項)

- (d) 委員会は、「企業再生支援機構（機構）の不当労働行為」について東京都労働委員会が2011年8月3日に公布した救済命令の破棄を求め、2011年9月1日に会社が東京地方裁判所に提訴した訴訟の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。

With regard to the order of remedies rendered on 3 August 2011 by the Tokyo Metropolitan Labour Relations Commission on “unfair labour practices by the Enterprise Turnaround Initiative Corporation (ETIC)”, the Committee requests the Government to provide information on the outcome of the appeal lodged by the company on 1 September 2011 to the Tokyo District Court requesting the remedies be set aside.

この事案での判決を報告させることによって、日本の裁判所の検証も、ILO によってなされることになります。ILO は機構の行為を明確に不当労働行為と認定していることが伝わってくる勧告です。

運動広め、勧告の遵守を政府と日航に求めて行こう



政府と日航経営者はこの勧告を遵守するならば、当然、解決に向けた交渉を始めなければなりません。それは、ILO という国際機関から要請されたことであり、航空機の国際運航を担う日航経営者には、特に強く求められるのは当然です。

今後、この交渉実現を日本政府と経営者に要求するとともに、交渉が実現しない場合、そのことを、追加情報として、ILO に提出することになります。この ILO 勧告を活用して、運動を広めて、勧告の遵守を政府と経営者に求めて行きましょう。

ILO 結社の自由委員会は、申立人の主張、政府の(申し立て内容についての)回答、委員会の結論、そして勧告を明記した報告書を発表しています。報告書は下記 URL で閲覧可能です。

364th Report of the Committee on Freedom of Association